

お知らせ

年次有給休暇を活用して
福島県の魅力に触れよう

地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

企業、労働者、地域の皆さんへ

年次有給休暇の取得促進は、労働者の心身の健康保持・増進、企業の生産性向上や企業イメージの向上につながります。加えて、年次有給休暇を活用すれば、県内の四季折々のイベントへの参加や沢山の観光地への訪問がしやすくなり、一層、福島県の魅力に触れることができます。地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、福島県労働局雇用環境・均等室

☎024-5361-2777



12月4日から10日は
「人権週間」です

法務省人権擁護局および全国人権擁護委員連合会では、12月10日(世界人権宣言採択日)の「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図るための活動を行います。

福島地方務局および福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「第75回人権週間」とし、当該週間を中心に啓発活動および相談活動を行います。

人権週間に限らず、電話相談を実施していますので、悩み事がありましたらお気軽にご相談ください。相談には人権擁護委員および法務局職員が対応し、秘密は守られます。

【みんなの人権110番】

☎0570-0003-1110

【子どもの人権110番】

☎0120-0007-110

【女性の人権ホットライン】

☎0570-070-810

■相談時間

平日・午前8時30分から

午後5時15分まで

(年末年始を除く)

「虐待かも…」と思ったら迷わず相談を

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施しています。

児童虐待による相談対応件数は増加傾向にあり、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。

児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

そのため子ども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待防止のための啓発活動を集中的に実施しています。

【児童虐待とは】

○身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とし、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど

○性的虐待

子どもへの性行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィ

ファイの被写体にするなど

○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気にかかっても病院に連れて行かないなど

○心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

【虐待が疑われるとき】

・親がいると怯えた様子を見せる

・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる

・身体に不自然な傷がある

・衣服や身体がいつも汚れている

・日常的に小さな子どもを置いたまま外出しているなど

【相談窓口】

・児童相談所共通ダイヤル

☎189(いちばやく)
(年中無休・24時間対応)

・県中児童相談所

☎024-935-0611
(平日8時30分～17時15分
土日祝日を除く)

・子育て支援課

☎72-12212
(平日8時30分～17時15分
土日祝日を除く)

救急電話相談「#7119」

急な病気やけがをした際、応急手当の方法、受診や救急車要請の必要性に対して専門家による助言が受けられる電話相談窓口を設置しています。

番号 #7119

※ダイヤル回線、ひかり電話、IP電話、県境地域からの電話など「#7119」につながらない場合は、

☎024-524-3020

相談時間 毎日 24時間



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化月間

福島地方務局と福島県人権擁護委員連合会では、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、電話相談の取り組みを強化します。

相談には人権擁護委員および法務局職員が対応し、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

【女性の人権ホットライン】

■期間

11月15日から21日まで

平日・午前8時30分から

午後7時まで

土日・午前10時から

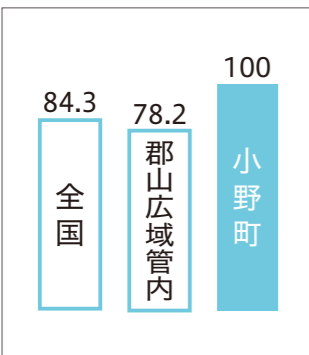
午後5時まで

☎全国共通ナビダイヤル
0570-070-810

住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

ご自身と大切なご家族の命を守るために、必ず設置しましょう。すでに設置済みの方は、作動確認をお願いします。

全国の住宅用火災警報器の設置率が発表されました！



小野町の住宅用火災警報器の設置率は100%であり、全国平均(84.3%)や郡山広域消防組合管内平均(78.2%)を上回りました。

条例適合率(条例で定めた設置義務のある全ての場所に住宅用火災警報器が設置されている住宅の割合)は87.5%と全国平均の67.2%を上回りました。

※この数値は調査世帯を無作為に抽出した標本調査によるものであり、全世帯を調査した結果ではありません。

条例で定めた場所とは？

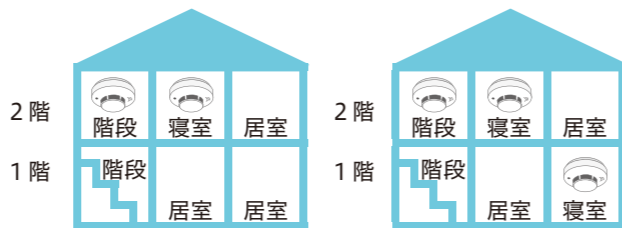
- ・すべての寝室(各部屋)
- ・各階段(2階以上に寝室がある場合)

作動確認、点検、交換！！

もしもの時に備えて常日頃から正常に作動するか確認しましょう。また10年経過すると電池などの劣化で正常に作動しない恐れがあります。10年を目安に新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。

作動確認方法

- ・本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて作動を確認します。
- ・正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。



☎町民生活課 ☎72-6933

☎田村消防署小野分署 ☎72-2630

マイナンバーカードの出張申請を実施しています！

マイナンバーカードをまだお持ちでない方はこの機会に取得しませんか？

役場職員が皆さんのご自宅を訪問し、無料で写真の撮影を行い、マイナンバーカードの申請受け付けを行います。

マイナンバーカードは後日、申請者の住所に郵送しますので、役場に来庁しなくてもカードを受け取ることができます。(必要書類がそろわない場合、役場での受け取りとなる場合があります。)

出張を希望される方は、町民生活課までお問い合わせください。

〈出張申請可能日時〉

- ・役場開庁日(平日のみ)
- ・午前9時30分から正午、午後1時30分から午後4時まで
- ※年度末、年度当初など、希望の時間帯に実施できない場合もあります。

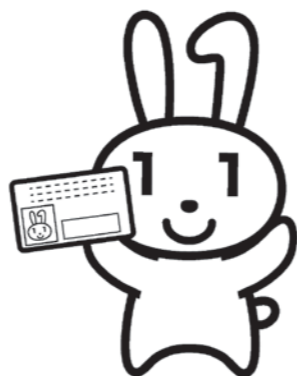
〈申請条件〉

- ・小野町の住民であること(希望者1人でも可能)
- ・申請に必要な場所などが用意できること
- 電源(必要書類をプリンターで印刷します)
- 駐車場(1台分)

〈必要書類〉

- ①通知カードまたは個人番号通知書(ない場合でも申請できます)
- ②住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ③本人確認書類
 - ・顔写真付きの証明書の場合1点(運転免許証など)
 - ・写真が付いていない証明書の場合2点(健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳など)

町民生活課 ☎72-6933



マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニで各種証明書が取得できます！

マイナンバーカードをお持ちの方は全国にある下記のコンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して各種証明書を取得できます。

コンビニ交付について不明な点は町民生活課までお問い合わせください。

〈取得可能なコンビニ〉

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ

〈利用可能時間〉

午前6時30分から午後11時まで
(12月29日から翌1月3日およびシステムメンテナンス日などを除く)

〈取得できる証明〉

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍謄抄本
- ・戸籍の附票の写し
- ※住民票の除票、除籍(改製原戸籍)謄抄本、除籍の附票の写しは取得はできません。
- ・所得証明書
- ・課税(非課税)証明書(税証明は最新年度分のみ)

〈利用できる方〉

小野町に住所、もしくは本籍地がある方のみご利用できます。
※小野町外にお住まいで小野町に本籍地がある方は、別途利用登録(本籍地登録)が必要です。
また取得できるのは戸籍謄抄本、戸籍の附票のみです。

〈必要なもの〉

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(マイナンバーカード受け取りの際に設定した4桁の暗証番号)
- ・各種証明書手数料
- ※利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合には利用できません。

〈証明書の取得方法〉

コンビニのマルチコピー機にある【行政サービス】のボタンから証明書の申請ができます。マルチコピー機により操作方法が異なりますので、それぞれの操作方法に従い、申請してください。詳しくはQRコードからご確認ください。



操作説明QRコード

〈コンビニ交付サービス停止日〉

システムの入れ替え作業のため、下記の期間はコンビニ交付が利用できません。
12月1日(金)午後5時30分から12月4日(日)午前10時まで

町民生活課 ☎72-6933



国民年金コーナー

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

また11月30日の「年金の日」は、国民の皆さんが「ねんきんネット」などを活用して、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能がご利用いただけます。

- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・受給に関する各種通知書の確認 など

ご利用方法には次の2つの方法があります。

- ・マイナポータルからログイン
- ・日本年金機構のウェブサイトからログイン

詳しくは、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。

郡山年金事務所 ☎024-932-3434

町民生活課 ☎72-6933

小野町地域包括支援センターからのお知らせ

「認知症サポーター養成講座」を開催

9月19日に和名田集落研修センターで「サロン和み」の皆さん、9月30日には小野町ふるさと文化の館で町民の皆さん向けに、認知症サポーター養成講座を開催しました。

参加された皆さんからは「認知症を理解でき、身近に感じられた」「専門職から話が聞けて良かった」などと感想があり、認知症について理解を深める機会となりました。

「認知症サポーター」は、何か特別なことをするのではなく、認知症を正しく理解し、身近に認知症の方がいたときにそっと見守り、そっと手助けする人です。サポーターが地域にたくさんいることを目指し、養成講座を開催しています。

地域包括支援センターは、認知症になっても互いが支え合うことができる地域づくりに取り組んでいます。

※11月18日㊤午後1時30分から3時まで、「オレンジカフェ」を役場分庁舎講堂で開催を予定しています。認知症の方やご家族、地域の皆さん、どなたでも気軽に参加できますのでぜひご参加をお待ちしています。

☆「オレンジカフェ」は、認知症に関する相談や意見交換、交流を目的に開催しています。

☎小野町地域包括支援センター
☎72-2128



認知症サポーター養成講座の様子



小野町権利擁護センターからのお知らせ

～日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の紹介～

日常生活自立支援事業(あんしんサポート)は、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活上の判断に不安のある方を対象に、地域において自立した生活が送れるよう、金銭管理および福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

【主なサービスの内容】

○福祉サービスの利用援助

福祉サービスに関する情報提供や利用または利用を止めるために必要な手続き、利用料の支払いなどを行います。

○日常的な金銭管理サービス

銀行等で日常生活に必要なお金の出し入れや医療費・公共料金などの支払いを行います。

○書類等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。

【利用料】

初回相談時から契約までは無料です。契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。(1時間を越えると30分ごとに400円が加算されます。)
※生活保護受給者は無料です。

☎小野町社会福祉協議会小野町権利擁護センター
☎72-6866

税について考えてみませんか

◆税を考える週間とは

11月11日から17日は「税を考える週間」です。税金の仕組みや使い道など、皆さんに「税金」についてより理解を深めてもらう機会として国税庁が実施しているものです。

皆さんに納めていただいている税金は、社会保障や教育・安心安全な町づくりなどさまざまな行政サービスを行っていくための大切な財源であり、皆さんの豊かな生活を支えていくうえで必要不可欠なものです。

また国民健康保険は、病気やケガなどで医療機関にかかった際に必要な医療費を、加入者の保険料から補助する助け合いの制度です。収入が多い方はどうしても国民健康保険税が高くなってしまいますが、自分が助けられる立場になった時のためにも「加入者同士で支え合う」という制度の趣旨をご理解のうえ、納税をお願いします。

◆所得税控除の申告や異動届は忘れずに

身近な税金である所得税や町県民税は、通常、収入が多くなると高くなりますが、所得控除を受けることで所得税が還付されたり町県民税が減額になる場合があります。年末調整や確定申告をする際は、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除など、ご自分が該当する控除を確認のうえ、忘れずに必要な申告をしてください。

また住所を変更した時には住民異動届出を、国民健康保険から社会保険に変わった時には、国民健康保険脱退の手続きを行ってください。

申告や手続きでご不明な点は税務課までお問い合わせください。

☎税務課 ☎72-6932

個人事業税(第2期分)納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第2期分の納期限は11月30日です。

県中地方振興局県税課から送付される納付書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また預金口座から振替納税をする方法もありますので、ご希望の方は納税通知書に同封の預金口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、口座振替を希望する金融機関へお申し出ください。新たに口座振替を申し込まれた場合には、来年度からの取り扱いとなります。

☎福島県県中地方振興局 県税課課税第一課 事業税チーム
☎024-935-1251

未登記家屋の所有者が変わった場合は

「未登記家屋」とは、法務局に登記をされていない家屋(建物)をいいます。

登記されている家屋は、所有権移転登記をすると法務局からの通知に基づいて所有者を変更するため、役場の手続は不要となりますが、未登記家屋の所有者は法務局では把握できないため、役場に届出をしていただかないと所有者の変更ができません。

未登記家屋を相続、売買、贈与等により所有者を変更した場合は、税務課まで「申出書」の提出をお願いします。

所有者を変更した日から賦課期日(1月1日)までに申出書を提出していただければ翌年度より新所有者に固定資産税が課税されますが、賦課期日を過ぎて提出いただいた場合は提出日の翌々年度より新所有者へ課税されます。

申出書が提出されないと、証明書等の発行に不一致が生じたり、相続関係が複雑になるにつれて将来的に真の所有者への訂正が困難になるなどのおそれがあります。

登記されている家屋と登記されていない家屋(未登記家屋)が混在している場合、忘れがちになりますのでご注意ください。

☎税務課 ☎72-6932